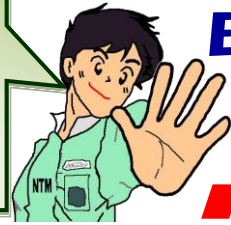


私たちは許さない!
日航の子会社つぶし



日東整争議を
勝たせる会
NEWS

No.008 2013. 2. 5
発行: 日東整争議を勝たせる会
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
mail : honbu@kohkuren.org
TEL03-3742-3251 FAX03-5737-7819

《日東整不当解雇撤回裁判、第5回口頭弁論報告》

日東整排除の証拠文書を提出！！

第5回口頭弁論は1月21日10時から東京地方裁判所631号法廷で行われました。被告側からは「準備書面(2)」(1月11日付)が提出され、原告側は「準備書面」甲号証54~59号)を提出し、補足説明を行いました。裁判に先立ち、裁判所前で9時から30分の宣伝を行い、終了後に弁護士会館で報告集会を行いました。一連の行動には63名の方が参加しました。ご支援に駆けつけて頂いた皆様、ありがとうございました。

被告側が「ないものは提出できない」としていた 不当労働行為を示す文書を提出

第5回の口頭弁論では、被告側からの準備書面の提出が確認された後、前回の口頭弁論のなかで、文書提出命令に対して、被告(日航)が「ないものは提出できない」としていた、不当労働行為を示す文書を、原告側から、甲号証として提出し、法廷では原告代理人の安原弁護士から、その要旨について陳述しました。(注:分かりやすくするため日航と日本エアシステム=JAS統合過程での被告側の名称等を要約しました)

日本航空は、航空連系の日東整労組との統合は 労対策上好ましくない、と難色を示していた。

日本航空は、日東整労組は航空連系であり、労組のないJAL TAM(統合先の整備子会社)にとっては、現状で統合することは労務対策上好ましくない。という判断をし、そのままの統合には難色を示していたことが明らかになっています。

それでも、JAS側は、何とか高い技術力を持った日東整を、整備体制のなかに組み込むことをいろいろと検討しますが、日航側の強い意向に押されて、日東整労組の対策に手をかけていくこととなります。

次回裁判(第6回口頭弁論)

3月11日 10:00~ 631号法廷



裁判所前で訴える泉原告団長

「闘争至上主義」の労組対策で、担当者を決め、 5年で達成させる、と計画を進める

そして、日東整労組の「闘争至上主義」の労組体質変換、という計画が進められていきます。労組執行部の状況分析は〇〇部長に、体質改善策の検討は△△課長、と担当者まで決めて、期間は5年程度で充分であろう。この場合3年程度で達成見込みを判断できるとする計画が立てられ、実行に移されていきます。

労務対策上排除し、会社ごと倒産に至らしめ、 全員解雇した不当性は明らか

こうした、会社の文書でも明らかのように、日本航空は、労組対策上から、日東整を整備グループに組み込むことから排除し、さらに、会社ごと倒産に至らしめ、全員解雇した不当労働行為性は明らかです。裁判所の検討をお願いしたい。

以上